

稚内市庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託  
公募型プロポーザル実施要領（案）

1 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、稚内市庁舎建設基本構想・基本計画策定業務を委託するにあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2 業務名

稚内市庁舎建設基本構想・基本計画策定業務

3 業務の概要

- (1) 履行期間 契約締結の日から令和2年7月31日（金）まで
- (2) 業務内容 別紙「稚内市庁舎建設基本構想・基本計画策定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 担当部署 稚内市まちづくり政策部地方創生課計画経営グループ  
〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号  
電話 0162-23-6187（直通）  
FAX 0162-23-3281
- (4) 予算規模 15,906,000円以内（2ヵ年総額、消費税含む。）  
【内訳】令和元年度 7,953,000円以内  
令和2年度 7,953,000円以内

4 実施の公表

- (1) 公表方法 稚内市役所掲示場及び稚内市公式ホームページによる。
- (2) 公表年月日 令和元年9月26日（木）

5 本プロポーザルに対する質疑応答

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付方法 質問書（様式①）を添付し、Eメールにより送信すること。

E-mail: [tihouseisei@city.wakkanai.lg.jp](mailto:tihouseisei@city.wakkanai.lg.jp)

※件名を「稚内市庁舎建設基本構想・基本計画策定業務に関する質問」とすること。

※電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

- (2) 受付期間 令和元年9月26日（木）から令和元年10月3日（木）正午まで
- (3) 回答方法 稚内市公式ホームページにより回答する。
- (4) 回答期限 令和元年10月9日（水）

6 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道内に本・支店等の事業所を有すること。

- (2) 建築士法第 23 条の規定に基づく 1 級建築士事務所の登録を行っていること。
- (3) 建設コンサルタント登録規定に基づく都市計画及び地方計画部門の登録を行っていること。
- (4) 公募の日において、稚内市競争入札参加資格者名簿に「建築設計」及び建設コンサルタント登録の「都市計画及び地方計画」部門に登録されている者であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、稚内市競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (8) 過去 10 年間（平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）、国又は地方公共団体等の庁舎又は消防署（庁舎との一体整備に限る。）の整備に係る基本構想又は基本計画策定（業務名に関係なく、業務委託仕様書 6 及び 7 に示す業務内容を含むと認められるもの）又は延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の設計業務を元請（企業体の場合は代表者）で受託した実績があること。

なお、今回の業務と同種業務又は同等規模、類似規模の設計業務の実績は、評価項目とするので、実績がある場合は必ず記入すること。その場合は実績の証明できる書類（契約書や実際に行った業務の概要書や仕様書の写し）を添付すること。

注 1）同種業務：国又は地方公共団体等の庁舎又は消防署（庁舎との一体整備に限る。）の整備に係る基本構想又は基本計画策定（業務名に関係なく、業務委託仕様書 6 及び 7 に示す業務内容を含むと認められるもの）

注 2）同等規模：国又は地方公共団体等の庁舎又は消防署（庁舎との一体整備に限る。）の整備に係る延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の設計業務

注 3）類似規模：国又は地方公共団体等の庁舎又は消防署（庁舎との一体整備に限る。）の整備に係る延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の設計業務

## 7 参加表明書の提出条件

参加表明の提出に当たっては、次の全ての条件を満たすものとする。

- (1) 統括責任者（管理技術者）は一級建築士又は技術士（都市及び地方計画）で免許を受けた後 5 年以上の実務経験を有する者であること。
- (2) 主任技術者は一級建築士で免許を受けた後 5 年以上の実務経験を有する者であること。
- (3) 主任担当技術者は一級建築士（構造設計一級建築士、設備設計一級建築士を含む。）又は技術士、建築設備士又は R C C M であること。
- (4) 統括責任者、主任技術者及び主任担当技術者は、提出者の組織に所属しており、3 か月以上の雇用関係を有していること。
- (5) 主任技術者及び主任担当技術者、担当技術者は道内本・支店等の事業所に所属していること。
- (6) 統括責任者及び主任技術者はそれぞれ 1 名であること。
- (7) 統括責任者は主任技術者を兼任していないこと。
- (8) 統括責任者及び主任技術者は、過去 10 年間（平成 21 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで）において、6（8）の業務に携わった実績があること。

- (9) 主任技術者及び主任担当技術者の同種業務、同等規模及び類似規模の手持業務件数が3件以下であること。
- (10) 主たる業務は再委託しないこと。
- (11) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計事務所等が国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 注1) 統括責任者とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 注2) 主任技術者とは、統括責任者の下で各分担業務における主任担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- 注3) 主任担当技術者とは、主任技術者の下で各分担業務における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

## 8 参加表明等手続

### (1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

- ア 提出書類
- ① 参加表明書（様式1）
  - ② 会社概要書（様式2）
  - ③ 業務実績書（様式3）
  - ④ 実施体制表（様式4）
  - ⑤ 配置予定技術者調書（統括技術者又は主任技術者）（様式5-1）
  - ⑥ 配置予定技術者調書（主任担当技術者又は担当技術者）（様式5-2）
  - ⑦ 協力事務所の名称等（様式6）
- イ 提出期限 令和元年10月9日（水）から令和元年10月23日（水）午後5時必着
- ウ 提出先 稚内市まちづくり政策部地方創生課計画経営グループ
- エ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る。）
- オ 提出部数 1部

### (2) 参加資格要件の審査

6に定める参加資格要件及び7に定める参加表明書の提出条件を満たすか確認を行い、令和元年10月30日（水）に次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を送付する。なお、参加表明書提出者が多数の場合は、「稚内市庁舎建設基本構想・基本計画策定業務に関する公募型プロポーザル参加表明書評価要領」により選考を行う場合がある。

ア 参加資格を満たすと認めた者にあつては、参加資格要件を満たす旨及びヒアリングの実施を要請する旨、ヒアリング実施日時及び実施場所

イ 参加資格を満たさないと認めた者にあつては、参加資格要件を満たさない旨

### (3) 参加資格要件を満たさない理由の説明要求

参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意とするが、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し押印のこと。）により市長に対し説明を求められることができる。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する問い合わせ、異議申し立

ては受け付けない。

- ア 要求期限 (2)による通知をした日の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。また、郵送の場合は同日必着とする。)
- イ 要求先 稚内市まちづくり政策部地方創生課計画経営グループ
- ウ 要求方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)
- エ 回 答 書面による要求を受けた日の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に書面により回答する。

## 9 企画提案書

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

### (1) 提出書類及び提案内容

別紙「稚内市庁舎建設基本構想・基本計画策定業務に関する公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり

### (2) 提出方法等

- ア 提出期限 令和元年10月9日(水)から令和元年10月28日(月)午後5時必着
- イ 提出先 稚内市まちづくり政策部地方創生課計画経営グループ
- ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)
- エ 提出部数 10部(正本1部、正本の写し9部とする。)

## 10 参加の辞退

参加表明書又は企画提案書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退したい場合、令和元年10月23日(水)正午までに辞退届(様式任意)を稚内市まちづくり政策部地方創生課計画経営グループに持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)すること。

## 11 企画提案等の審査方法及び評価基準

### (1) 選定委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、稚内市庁舎建設基本構想・基本計画策定業務プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

### (2) ヒアリングの実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、8(2)によるヒアリングの実施要請を行った者を対象に、企画提案書に係るヒアリングを次のとおり行う。

参加表明書等の提出があった事業者が1者であっても、8(2)によるヒアリングの実施要請を行ったときは、ヒアリングを行うものとする。

#### ア 実施方法

- ① 1者ずつの呼び込み方式として1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。
- ② 企画提案追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書に関わる図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ③ ヒアリングでのパソコンの使用は可能とするが、使用する場合は会場にパソコンを持参すること。(会場には、プロジェクター及びスクリーンを用意する。)

なお、パソコン設置準備時間は持ち時間から除外する。

- ④ ヒアリングの説明者は、統括責任者は必ず出席するものとし、補助者を含めて4名以内とする。
- ⑤ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。
- ⑥ ヒアリングの順番は、参加表明書の提出順とする。

#### イ 実施日及び場所

- ① 実施日 令和元年11月上旬
  - ② 場 所 稚内市中央3丁目13番15号 稚内市役所（予定）
- ※ヒアリング実施日及び場所は「参加資格審査結果通知書」にて通知する。

#### (3) 企画提案書等の評価基準

参加表明書及び企画提案書の記載事項から別表の「企画提案書等の評価項目及び判断基準」により「稚内市庁舎建設基本構想・基本計画策定業務に関する公募型プロポーザル参加表明書評価要領」及び「稚内市庁舎建設基本構想・基本計画策定業務に関する公募型プロポーザル企画提案書等審査要領」に基づき、審査及び評価を行う。

なお、本業務は基本構想・基本計画の策定が主であることから、庁舎の機能、役割、規模、事業手法及び財源手法は、本業務の中で詳細に検討するものとして提案を求めるものではない。

#### (4) 受託候補者の特定

- ア 選定委員会において、書類審査及びヒアリング審査の評価により、各選定委員の評価点の合計を加算し順位を付け、選定委員の評価点の最も高い者を委員会の合議の上、受託候補者として特定する。
- イ 評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の合議により順位を決定する。

#### (5) 審査結果の通知及び公表

受託候補者を特定したときは、速やかにヒアリング実施者全員に対し、次の事項を通知及び公表するものとする。

- ア 結果の通知 令和元年11月上旬（ヒアリング実施後2日程度）
- イ 公表内容 受託候補者の名称及びその他必要な事項
- ウ 公表方法 稚内市公式ホームページによる。
- エ その他 審査内容は非公表とし、審査方法、審査内容及び審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

#### 12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 実施要領等で示された提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

#### 13 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語及び通貨は日本円によるものとする。

- (2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 契約の締結
- ア 受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。
- なお、企画提案時と比し、見積額が異なる等不誠実な行為があったときは、失格とする。
- また、受託予定者との間で協議が不調となった場合は、次点者を相手方として交渉する場合がある。
- イ 契約保証金は免除する。
- ウ 契約書の作成を要する。
- (4) 委託金額の支払条件
- 令和元年度末の出来高に係る部分払いを1回行う。
- (5) 企画提案書の取扱い
- ア 提出された企画提案書等は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- イ 提出された企画提案書等は、返還しない。
- ウ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- エ 市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- オ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、稚内市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。
- (6) 本業務の受託者は、以降の庁舎建設に係る設計業務の受託に制限を受けないこととする。

#### 14 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施に関する公告	令和元年9月26日(木)
質問受付期間	令和元年9月26日(木)～令和元年10月3日(木)
質問回答日	令和元年10月9日(水)
参加表明書受付期間	令和元年10月9日(水)～令和元年10月23日(水)
企画提案書受付期間	令和元年10月9日(水)～令和元年10月28日(月)
ヒアリング実施要請発送	令和元年10月30日(水)
ヒアリング実施	令和元年11月上旬
企画提案書審査結果の通知	令和元年11月上旬(ヒアリング実施後2日程度)
契約締結	令和元年11月中旬予定

## 別表

## 企画提案書等の評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
参加表明書	事業所の評価	業務経歴等、同種・同等業務等実績、技術者数等	35
	担当チームの評価	資格・実績、経験年数、繁忙度等	65
	評価点×0.3		30
企画提案書	取組姿勢及び実施体制	①業務実施にあたっての基本的な取組方針について	30
		②業務の実施体制について	
		③業務担当者の実績等について	
		④業務担当部局との連携方法について	
		⑤市民意見を反映するための市民参加方策に関すること	
		⑥本業務実施にあたって具体的な方向性が示されているか	
	テーマ別企画提案書	テーマ1『まちづくりの拠点となる庁舎整備について』 …新庁舎を中心として賑わいを創出し、日常的にまちづくりの拠点となる庁舎整備について	60
		テーマ2『災害に対応する庁舎について』 …市民の安全・安心を確保するため、地震や水害、台風等から庁舎を守り、災害対策の中心拠点として機能するとともに、市民データ・財産を守ることのできる庁舎について	
		テーマ3『稚内らしさが感じられる庁舎について』 …市民から親しまれる庁舎整備について	
		テーマ4『地球環境にやさしい庁舎について』 …地球環境に配慮した環境負荷低減のための方策やライフサイクルコスト削減のための方策など、省エネ・省資源対策のモデルとなる庁舎整備について	
参考見積	見積金額の経済性	10	
評価点×0.7		70	
合計			100